

工 事 請 負 契 約 書

発注者 (以下「甲」という。)と
浄化槽工事業者 (以下「乙」という。)と
の間に、須賀川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成8年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事（以下「工事」という。）について、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

(契約の要領)

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

(1) 工事の場所 須賀川市

(2) 工事の期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 設置する浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg/l以下（日間平均値）の機能を有し、国庫補助指針に適合するもの。

(4) 請負金額 円

(浄化槽の引渡し及び代金の支払い)

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条第2号の期間内に工事を完成して浄化槽を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えに前条第4号の請負金額を支払うものとする。

(工事の監督)

第4条 乙は、工事を法第29号第3項の規定に基づき、浄化槽設備士に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 甲及び乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(工事の基準)

第7条 乙は、法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

(工事内容の変更等)

第8条 甲は、やむ得ない場合は工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事の一時中止を求めることができる。この場合において、請負金額又は工期の変更をする必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の規定による変更、延期又は中止が生じた場合の損害は、甲の負担とする。ただし、その損害のうち乙の責めに帰すべき理由により生じたものは、乙の負担とする。

(工期の延長等)

第9条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができない場合は、甲に対して、速やかにその理由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して決める。

(損害賠償)

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事の施工に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、甲の負担とする。

2 乙は、工事の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲がその責めを負うものとする。

(書類等の提出)

第11条 乙は、要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

(かし担保)

第12条 甲は、工事がこの契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し相当の期限を定めて、そのかしの補修を請求することができる。

2 甲は、法第7条の規定による水質に関する検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めて、かしの補修又は補修に代わる損害賠償を請求できるものとする。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責めに帰すべき理由に基づく場合は、行うことができない。

4 第2項の規定による請求権の行使は、浄化槽の引渡後5年以内に行わなければならない。
(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告その他何らの手続きを要せずにこの契約を解除することができる。

- (1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されない、又は認められないとき。
- (2) 工事用地について、工事の施工が著しく困難と判断されるかしが発見されたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、契約履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求できるものとする。

第14条 甲は、乙が工事を完成するまでの間は、乙の損害を賠償してこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何らの手段を要せずにこの契約を解除することができるものとする。この場合において、甲は、甲の受けた損害の賠償を乙に請求できるものとする。

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは催告その他何らの手段を要せずにこの契約を解除することができる。この場合において乙の受けた損害の賠償を甲に請求できるものとする。

- (1) 第8条の規定に基づき工事が一時中止され、又は甲の責めに帰すべき理由により着手期日が延期された場合において、工事の一時中止又は着手期日の延期の状態が10日以上続いたとき。
- (2) 甲が請負金額を所定の期日までに支払わなかったとき、又は請負金額の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、この契約を履行できなくなったと認められるとき。

(定めのない事項等の処理)

第16条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

住 所

甲（発注者）

氏 名

Ⓜ

住 所

乙（請負者）

氏 名

Ⓜ

浄化槽工事業登録番号：

又は届出番号：